

加東市立東条学園小中学校いじめ防止基本方針

加東市立東条学園小中学校

1 学校の方針

本校は、『立志・協同・剛健』を校訓とし、『ふるさとを愛し こころ豊かに たくましく ともに育つ学園生の育成－「9年間を見通した効果的なつながり」の実践－』を教育目標としている。また、目指す子ども像を「自ら志を立て、主体的に判断し、行動する学園生（立志）」「個性や多様性を相互に認め合い、ともに生きる学園生（協同）」「強くしなやかなこころを持ち、健やかな体をつくる学園生（剛健）」を学校経営の重点としている。そして、「学びの向上」「つながる力の育成」を中心へ発達段階に応じて、9年間で育てていくことを目指している。

そのためすべての学園生が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう「いじめ防止基本方針」を定め、日常の指導体制を整備する等いじめの未然防止に努めながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決を図る。

2 基本的考え方

本校は、加東市の東部に位置し、東条川沿いに田園地帯が広がり、自然豊かな環境にある。全体的には落ち着いた生活態度であり、素直で明るく、挨拶もよくする学園生が多い。保護者や地域は学校に協力的であり、教育に対する関心も高い。

本校の生徒指導推進計画の中で、いじめに対しての具体的な指導内容として生徒指導担当が中心となって管理職と連携を図り、「①担任や関係教師が被害者から詳しい事情を聴き、実態を把握する。②それぞれの事情を考慮しながら、双方への指導を行い、協議の後、学級・学年指導を行う。③指導後のいじめが継続していないかを全教師が観察し、再発を防止する。」と定めている。同時に、すべての教職員が、次のような認識を持ち取り組んでいく。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに黙認の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

（『いじめ対応マニュアル』（兵庫県教育委員会）より）H29.8（改訂版）

いじめについては、小中一貫校の利点を生かし、平素より教師集団が連携し、個々の学園生の学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、学園生の微妙な変化に対応していく。そして教職員が生徒とともにいじめを抑止し、人権を守る土壤を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するために、以下の体制を構築し、取り組んでいく。

3 いじめ防止等の指導体制等

（1）日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 全体計画

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が学園生の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめを防止する観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより学園生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時」で、いじめを受ける学園生の状況で判断する。例えば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、金品等の重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより学園生が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認める時」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、学園生が一定期間、連續して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。また、学園生や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時は、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生の報告を速やかに行う。その後、学校の設置者等により、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員が派遣され、校長がリーダーシップを發揮し、いじめ対応チームを組織し対応を行う。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校運営協議会やPTCA総会をはじめ、学級懇談会、三者面談、保護者懇談、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直していく。その際には、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から学園生の意見を取り入れるなど、学園生の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するよう留意する。